

工場認可の手引

1	はじめに	1
2	工場とは	2
3	工場認可とは	3
4	工場認可の流れ	3
5	工場認可申請に必要な書類	4
6	工場の設置基準（抜粋）	4
7	工場認可に関するその他の届出等	6
8	工場認可（認定）後の手続きについて	9
9	資料	11
	（1）有害ガス	11
	（2）有害物質	12
	（3）適正管理化学物質一覧	13
	（4）特定有害物質一覧	14
	（5）公害防止管理者を選任すべき工場の区分等	15
	（6）騒音の規制基準	16
	（7）振動の規制基準	17

大田区環境清掃部環境対策課

令和2年6月

1 はじめに

東京都では、工場などの事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」又は「条例」という。）に基づき工場認可の制度を設けています。

2 工場とは

条例でいう工場とは、物品の製造、加工、作業等を常時行う作業場で以下の別表に該当するものをいいます。

別表第1 工場（環境確保条例 第2条関係）

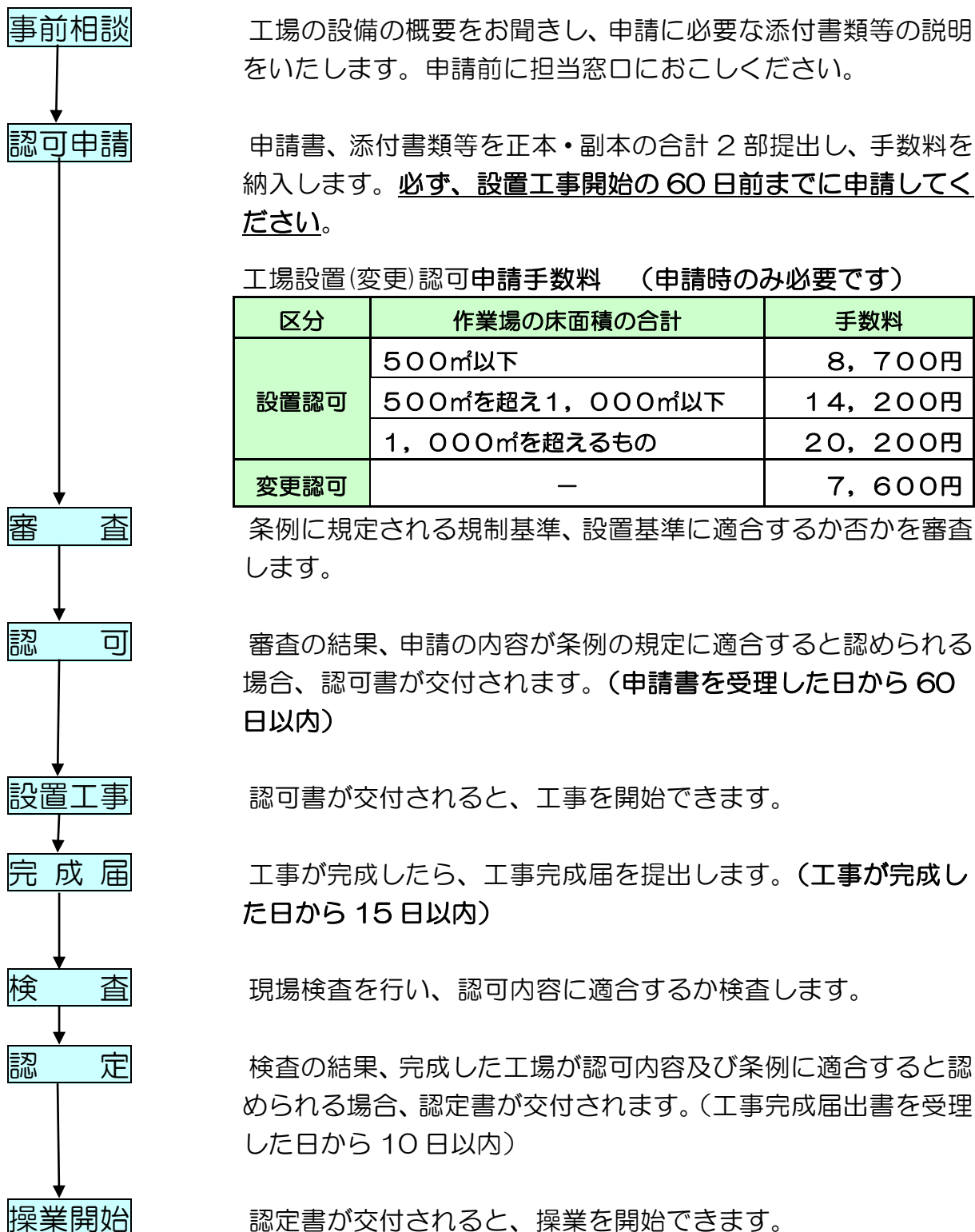
- 1号 定格出力の合計が2.2KW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
- 2号 定格出力の合計が0.75KW以上2.2KW未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
- (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
 - (2) 印刷又は製本
 - (3) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
 - (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
 - (5) 金属やすり、針、釘、鋌又は鋼球の製造
 - (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
 - (7) 金属箔又は金属粉の製造
 - (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
 - (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
 - (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
 - (11) ガラスの研磨又は砂吹き
 - (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
 - (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (14) 液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格子面積が0.5㎡以上の炉を使用する食品の製造又は加工
- 3号 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
- (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
 - (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
 - (3) 厚さ0.5mm以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋌打ち
 - (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
 - (5) 塗料、染料又は絵具の吹付け
 - (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
 - (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
 - (8) ドライクリーニング

- (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
- (11) たん白質の加水分解
- (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
- (13) 石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が50㎡以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の熔融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ピスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が一時間当たり50キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

3 工場認可とは

工場を設置しようとする者は、あらかじめ認可を受けなければなりません。条例第 81 条による認可を受けて初めて、工場の設置ができます。認可の審査は、その工場が条例に規定される規制基準や設置基準等に適合するか否かについて行われます。申請してから認可を受け、操業するまでの手続きについては次項の流れをご参照ください。

4 工場認可の流れ



5 工場認可申請に必要な書類

① 工場設置認可申請書

申請書の様式は、環境対策課窓口又は大田区公式ホームページにあります。記入にあたっては、記入例を参考にしてください。

② 半径 100 メートル付近図

③ 作業場平面図（機械設備の平面配置図）

④ 作業場以外の平面図

⑤ 建物の立面図、配置図

⑥ SDS（安全データシート） ※ 工場で薬品等を使用する場合

SDS はメーカー等製造業者に問い合わせることで入手できます。

⑦ その他（設備のカタログ、提出指示のあったもの等）

※不明な点は環境対策課担当までお尋ね下さい。

6 工場の設置基準（抜粋）

項目	基準	根拠
規制基準の遵守	工場を設置している者は、条例別表第7に掲げる規制基準を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。	条例 68 条 条例別表 第7
騒音	敷地境界線における規制基準 第一種・第二種住居、準住居地域 50dB（午前8時～午後7時） 近隣商業、商業、準工業地域 60dB（午前8時～午後8時） 工業地域 70dB（午前8時～午後8時）	条例別表 第7-5
振動	敷地境界線における規制基準 第一種・第二種住居、準住居地域 60dB（午前8時～午後7時） 近隣商業、商業、準工業、工業地域 65dB（午前8時～午後8時）	条例別表 第7-6
へい等の設置	原材料、製品の積み降ろし等の一時的作業に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するためにへい、覆い、特殊基礎その他の設備を設けなければならない。	条例77条
屋外作業の制限	作業の性質上やむを得ない場合（鉄骨の組立て、造船等）を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない	条例80条
位置の制限	条例別表第8に掲げる工場（15ページ参照。例：塩化水素、シアン化水素、トルエン、トリクロロエチレン等を発生させる工場）は学校又は病院の敷地の周囲100mの区域内に設置してはならない。	条例 78 条 条例別表 第8
公害防止管理者	条例別表第8に掲げる工場（15ページ参照。例：塩化水素、シアン化水素、トルエン、トリクロロエチレン等を発生させる工場）は規則別表第9の区分により東京都一種又は二種公害防止管理者を選任しなければならない。	条例 105 条 規則 48 条 条例別表 第8 規則別表 第9

有害ガス取扱施設(貯蔵施設を含む)の構造基準	<p>① 施設の密閉構造、蒸発防止設備の設置等で有害ガスの排出を抑制する構造である。</p> <p>② 開放部がある場合は、有害ガスを吸引し処理するための局所排気装置が設置されている。</p> <p>③ 局所排気装置は有害ガスを完全に捕捉吸引できるようにフード構造を選択する。</p>	<p>条例 72 条 条例別表 第3(有害ガス) 条例別表 第7-3 規則 25 条 規則別表 第5</p>
悪 臭	<p>気体排出口規制基準 (実高 15m 未満、口径0.6~0.9mの場合)</p> <p>第一種・第二種住居、準住居地域 臭気指数 25</p> <p>近隣商業、商業、準工業地域 臭気指数 27</p> <p>工業、工業専用地域 臭気指数 30</p> <p>上記排出口以外に敷地境界線の地表、排水水における規制基準もある。</p>	<p>条例別表第 7-7</p>
燃料の基準	<p>重油その他の石油系燃料を 300 ㍈/日以上使用するときは、規則別表第2の区分によるいおう含有率に適合する燃料を使用しなければならない。</p> <p>基準に適合する燃料を使用する者は、いおう酸化物に係る規制基準は適用しない。</p>	<p>条例 69 条 規則 22 条 規則別表 第2</p>
集じん装置を設置するばい煙施設	<p>ばい煙施設を設置しているものは規則別表第3に定める集じん装置を設置しなければならない。</p> <p>① ボイラー (伝熱面積 5 ㎡以上)</p> <p>② 廃棄物焼却炉 (火格子面積 2㎡以上) 等 11種類あり</p>	<p>条例 70 条 規則 23 条 規則別表 第3</p>
粉じん	<p>以下の粉じんを発生させる施設は、排出口から排出される粉じん量を規制基準以下にしなければならない。</p> <p>① 顔料を発生する施設 75 mg/ Nm³</p> <p>② 塩化アンモンを発生する施設のうち</p> <p>使用量が 1 日あたり 50 kg以上の施設 40 mg/ Nm³</p> <p>使用量が 1 日あたり 50 kg未満の施設 80 mg/ Nm³</p>	<p>条例 68 条 条例別表第 7-2</p>
粉じん発生施設	<p>粉じん発生施設を設置するときは、規則別表第4に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>① 鉱物又は土石の堆積場 (面積 1,000 ㎡以上)</p> <p>② パルツバア(鉱物・土石・セメント用幅 75 cm以上)</p> <p>③ 破砕機等 (鉱物・岩石・セメント用出力 75kw 以上)</p> <p>④ バッチャープラント (生コ製造用) 等 6種類あり</p>	<p>条例 71 条 規則 24 条 規則別表第 4</p>
汚水に係る有害物質除害設備	<p>有害物質を取り扱う工場・指定作業場(1日あたりの排水量が100m³以上に限る)は作業汚水を公共用水域に排出するときは、混合する前の作業汚水について、条例別表第7の規制基準に適合するために必要な設備を設置しなければならない。</p> <p>※合流式下水道に排水するものは下水道管理者に、分流式下水道に排水するものは下水道管理者と水質汚濁防止法所管官庁に届出なければならない。</p>	<p>条例 74 条 規則 27 条 条例別表第4 (有害物質) 条例別表第 7-4</p> <p>下水道法 水質汚濁防止 法</p>

有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準	① 取扱又は保管場所（作業場等）の床はコンクリート造等で、表面は耐性のある材質で被覆されている。 ② 作業場等の周囲は排水等の流出を防ぐため、防液堤、流出防止溝又はためますを設ける。 ③ 薬品槽等は床面から離す等、漏えいを確認できる。 ④ 薬品槽等からの送液は配管により行い、送液過程での漏えいを確認できる。	条例 75 条 規則 28 条 規則別表第 7
地下水揚水施設の構造基準	動力を設けて揚水施設を設置するときは、吐出口断面積の合計を21cm ² 以下とし、要綱別表第2の区分に応じストレーナ位置、揚水機出力を基準に適合させなければならない。	要綱第3条 別表第2
自動車出入口の制限	次に掲げる工場又は指定作業場の自動車出入口は幅員 12m 以上の道路に接しなければならない。 ① 混合コンクリート、アスファルトコンクリート工場 ② ガソリンスタンド（貯蔵能力50,000ℓ以上）、液化石油ガススタンド（貯蔵能力35t以上） ③ 材料置場（面積1,000㎡以上） ④ 自動車ターミナル	条例79条
炭化水素系物質の排出防止	貯蔵施設及び出荷施設を設置しているものは別表第6に掲げる排出防止設備を設置しなければならない。 ① 有機溶剤の貯蔵容量の合計が5キリットル以上 ② 燃料用揮発油の貯蔵容量の合計が5キリットル以上 ③ 燃料用揮発油、灯油又は軽油の貯蔵容量の合計が50キリットル以上	条例 73 条 規則 26 条 規則別表第 6

<根拠法令>

条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

規則：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

要綱：大田区揚水施設設置等に係る事務取扱要綱

7 工場認可に関するその他の届出等

① 化学物質管理方法書（条例第 111 条）

化学物質の取扱い時における排出の防止や、事故時の安全確保を効果的に行えるように化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱方法を文書にしたものを『化学物質管理方法書』と言います。適正管理化学物質(p13 参照)の年間取扱量が 100kg 以上の事業所(工場)は、化学物質管理方法書を作成し、提出してください。化学物質管理方法書は、内容を変更した場合に再度提出が必要となります。

② 適正管理化学物質の使用量等報告書（条例第 110 条）

前年度に取り扱った量が 100kg 以上である適正管理化学物質について、『適正管理化学物質の使用量等報告書』により、毎年 6 月末日までに報告を行う必要があります。

③ 東京都公害防止管理者選任（解任）届出書（条例第 105 条）

公害防止管理者制度とは、工場における施設の適正な管理、公害発生防止に努めることを目的として、「公害防止管理者」を選任する制度です。

選任対象工場については、15 ページをご参照ください。

対象の工場は、講習会を受講し、公害防止管理者を選任しなければなりません。公害防止管理者を選任した場合は、速やかに届出をしてください。

④ 特定施設設置届出書（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）

一定の規模以上のプレス機、圧縮機等を使用する場合は、騒音規制法・振動規制法に基づき、特定施設設置の届出が必要な場合があります。

⑤ 特定工場新設（変更）届出書（工場立地法第6条）

次の条件の両方を満たす工場は、工場立地法に基づき、特定工場新設（変更）の届出が必要です。

- ・ 業種 製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力・地熱発電所を除く)
- ・ 規模 敷地面積 9,000 平方メートル以上または建築面積 3,000 平方メートル以上

⑥ その他（大田区環境対策課以外への届出等について）

No.	主な確認事項	該当する場合の相談先
1	廃掃法 （産廃の「業」と「処理施設」の許可、一廃の「処理施設」の許可）に該当	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当 TEL：03-5388-3587
2	大気汚染防止法 （一定規模以上のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設を設置または変更する場合）に該当	東京都環境局 環境改善部 大気保全課 大気担当 TEL：03-5388-3492
3	水質汚濁防止法 （工場・事業場から公共用水域へ汚水を排出する場合又は汚水発生施設を有する場合）に該当	東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当 TEL：03-5388-3494
4	下水道法 （下水道への排水に関する水質規制）に該当	東京都下水道局南部下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当 TEL：03-5734-5045
5	環境確保条例第 117 条 （3000m ² 以上の敷地内での土地の改変を行う場合）に該当	東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 TEL：03-5388-3495
6	ダイオキシン類対策特別措置法 （火床面積 0.5m ² 以上の焼却炉等）に該当	東京都環境局 環境改善部 大気保全課 大気担当 TEL：03-5388-3492

7	危険物取締法に該当	最寄りの消防署へ問い合わせください。
8	食品衛生法に該当	大田区役所 生活衛生課 食品衛生担当 TEL：03-5764-0697
9	クリーニング業法に該当	大田区役所 生活衛生課 環境衛生担当 TEL：03-5764-0693

8 工場認可（認定）後の手続きについて

① 工場変更認可申請書（条例第 82 条）

認可を受けた工場の施設や作業内容等を変更したり、設備を増設するときは、工場の変更認可が必要な場合があります。増設等をする際は、事前にご相談ください。

また、移設・建替を行う際には、新たに工場設置認可申請が必要な場合があります。

② 氏名等変更届出書（条例第 87 条）

事業主の住所や代表者氏名・工場の名称や住居表示等の変更があった時は、その日から 30 日以内に届出が必要です。

③ 承継届出書（条例第 88 条）

工場の譲り受け、借り受け、合併又は分割があったときは、その日から 30 日以内に届出が必要です。その際は、被承継者から「特定有害物質取扱状況報告書」の提出も必要となります。

④ 廃止届出書（条例第 87 条）

工場を廃止したときは、その日から 30 日以内に届出が必要です。その際は、「特定有害物質取扱状況報告書」も合わせて提出してください。特定有害物質の取り扱いがあった場合は、土壌汚染状況調査が必要となります。

⑤ 工場事故届出書等（条例第 98 条）

事故により、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭を発生させた場合、直ちに応急措置を講じ、区・環境対策課へご連絡ください。その後、「事故届出書」を提出してください。事故発生後 30 日以内に、「事故再発防止措置計画書」、「事故再発防止措置完了届出書」の提出も必要となります。

⑥ 特定施設種類ごとの数変更届出書（騒音規制法第 8 条、振動規制法第 8 条）

設置した特定施設を増設する場合は、届出が必要な場合があります。特定施設を変更する際は、事前に区・環境対策課へご相談ください。

⑦ 公害防止管理者選任（解任）届出書（条例第 105 条）

公害防止管理者を選任すべき工場（p15 参照）で、公害防止管理者の選任又は解任があった場合は、速やかに届出が必要です。

⑧ 地下水揚水量報告書（要綱第 8 条）

揚水施設（動力を用いて地下水を揚水する施設）を設置して地下水を揚水する場合は、地下水揚水量報告書により毎年揚水量を報告する必要があります。

⑨ 土壤汚染状況調査報告書（条例第 116 条）

有害物質取扱事業者（※）が、工場を廃止又は主要な部分を除却しようとする時は、土壤汚染が発生していないかを調査し、その結果を報告する必要があります。

※ 有害物質取扱事業者…条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質（p14 参照）を取り扱い又は取り扱ったことがあるもの。

特定有害物質の取り扱いにご注意ください

有害物質取扱事業者は、工場等を廃止等する際に土壤汚染調査を実施する必要があります。調査の結果、汚染があった場合は、土壤汚染の拡散防止措置等が必要となることもあります。

土壤汚染調査・拡散防止措置には、費用がかかります。汚染状況によっては、多額の費用が発生する可能性があります。

工場の操業中に土壤汚染を発生させないよう、特定有害物質の取り扱いには十分注意してください。また、特定有害物質を含む製品を製造、使用、廃棄する場合はその記録を作成し、保管するようにしてください。

土壤汚染防止（有害物質の漏えい防止）のための構造基準等については、12 ページをご参照ください。

<土壤調査概要>

実施時期	工場の廃止日から起算して 120 日以内、又は主要な施設の除却に伴い土壤の掘削を行う日の 30 日前のいずれか早い日までに土壤調査を実施し、調査結果を報告する必要があります。 ※ 建物を解体しない場合は、猶予制度を適用できる場合あり。
調査終了後	調査結果をまとめて、区・環境対策課に『調査報告書』を提出。 <u>土壤汚染があった場合は、台帳を調整し公開します。また、汚染の拡散防止等の対策を実施する必要があります。</u>

9 資料

(1) 有害ガス

有害ガスを取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える有害ガスの大気中への排出又は漏出を防止するため、有害ガス取扱施設の構造を基準に適合させる必要があります。

規則別表第5 有害ガス取扱施設の構造基準等

- ① 有害ガス取扱施設の構造は、施設の密閉構造、蒸発防止設備が設置されている構造等有害ガスの排出を可能な限り抑制する構造であること。
- ② 有害ガス取扱施設に開放部がある場合には、原則として有害ガスを拡散しないように吸引し処理するための局所排気装置が設置されていること。
- ③ 局所排気装置の構造は、できるだけ少ない排风量で有害ガスを完全に捕捉吸引できるようにフードの構造を選択すること。
- ④ 有害ガスや有害ガスを発生する有機溶剤等を取り扱う作業は、局所排気装置及び排出防止設備の作動を確認した後開始すること。
- ⑤ 局所排気装置及び排出防止設備等は、定期的に点検及び検査を行い、その性能を保持すること。

<有害ガス 一覧> (条例 別表第7の3)

別表番号	物質名	基準値 (mg/Nm ³)	別表番号	物質名	基準値 (mg/Nm ³)
1	フッ素及びその化合物	9	22	トリクロロエチレン	300(合計800)
2	シアン化水素	6	23	テトラクロロエチレン	300(合計800)
3	ホルムアルデヒド	70	24	ピリジン	40
4	メタノール	合計800	25	酢酸メチル	合計800
5	イソアミルアルコール	合計800	26	酢酸エチル	合計800
6	イソプロピルアルコール	合計800	27	酢酸ブチル	合計800
7	塩化水素	40	28	ヘキサン	200(合計800)
8	アクロレイン	10	29	スチレン	200
9	アセトン	合計800	30	エチレン	300
10	塩素	30	31	二硫化炭素	100
11	メチルエチルケトン	合計800	32	クロルピクリン	40
12	メチルイソブチルケトン	200(合計800)	33	ジクロロメタン	200
13	ベンゼン	100(合計800)	34	1,2-ジクロロエタン	200
14	臭素及びその化合物	70	35	クロロホルム	200
14-2	臭化メチル	200	36	塩化ビニルモノマー (別名 クロロエチレン)	100
15	窒素酸化物	200			
16	トルエン	200(合計800)	37	酸化エチレン	90
17	フェノール	200	38	砒素及びその化合物	0.05
18	硫酸〔三酸化いおうを含む〕	1	39	マンガン及びその化合物	0.05
19	クロム化合物	0.25	40	ニッケル及びその化合物	0.05
20	キシレン	合計800	41	カドミウム及びその化合物	1
21	塩化スルホン酸	1	42	鉛及びその化合物	10

(2) 有害物質

有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える有害物質を含む汚水の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を基準に適合させる必要があります。

規則別表第7 有害物質取扱事業者の地下浸透防止の構造基準等

- ① 有害物質を取り扱う場所又は保管する場所(以下「作業場等」という。)の床は、コンクリート造り等であって、その表面は耐性のある材質で被覆が施されている構造であること。
- ② 作業場等の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます(第6号で「防液堤等」という。)を設けた構造であること。
- ③ 薬品槽等は、床面から離して設置する等、漏えいを確認できる構造であること。
- ④ 薬品槽等からの送液は配管により行い、送液過程での漏えいを確認できる構造であること。
- ⑤ 薬品槽の液面、バルブ類については、作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに漏えい箇所の補修を行うこと。
- ⑥ 作業場等の床面、防液堤等については、定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。

<有害物質 一覧> (条例 別表第4)

1	カドミウム及びその化合物	15	1,1-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,2-ジクロロエチレン
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	17	1,1,1-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,1,2-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	19	1,3-ジクロロプロペン
6	砒素及びその化合物	20	チウラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	シマジン
8	アルキル水銀化合物	22	チオベンカルブ
9	ポリ塩化ビフェニル	23	ベンゼン
10	トリクロロエチレン	24	セレン及びその化合物
11	テトラクロロエチレン	25	ほう素及びその化合物
12	ジクロロメタン	26	ふっ素及びその化合物
13	四塩化炭素	27	塩化ビニルモノマー (別名 クロロエチレン)
14	1,2-ジクロロエタン	28	1,4-ジオキサン

(3) 適正管理化学物質一覧

施行規則 別表第 11 (施行規則第 51 条関係)

1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソアミルアルコール	32	セレン及びその化合物
4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1, 1, 1-トリクロロエタン
8	塩酸	37	1, 1, 2-トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロホルム	44	砒素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	PCB
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く)	49	ヘキサン
		50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1, 2-ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1, 1-ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1, 2-ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1, 3-ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物 (EPN)
27	シマジン	57	硫酸
28	臭化メチル	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1, 4-ジオキサン

(4) 特定有害物質一覧

施行規則 別表第 12 (施行規則第 53 条及び 54 条関係)

1	カドミウム及びその化合物	14	1,1-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
3	有機燐化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
6	砒素及びその化合物	19	チウラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	20	シマジン
8	ポリ塩化ビフェニル	21	チオベンカルブ
9	トリクロロエチレン	22	ベンゼン
10	テトラクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
11	ジクロロメタン	24	ほう素及びその化合物
12	四塩化炭素	25	ふっ素及びその化合物
13	1,2-ジクロロエタン	26	塩化ビニルモノマー (別名 クロロエチレン)

(5) 公害防止管理者を選任すべき工場の区分等

条例規則 別表第9 (第48条関係)

工場の区分		公害防止管理者の区分
条例別表第8に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの(従業員10人以上のものに限る。)並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場		東京都第一種 公害防止管理者
1	非鉄金属第1次精錬精鉄業	
2	鉛再精製又は亜鉛第2次精錬業	
3	伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業	
4	鋳鋼、鋳鉄鋳物、加鍛鋳鉄若しくは非鉄金属鋳物製造業又は製鉄業	
5	有機質飼料又は肥料製造業	
6	建設機械又は鉱山機械製造業	
7	運送用車両又は運送用車両部品製造業	
8	鋼船製造又は修理業	
9	トラクター製造業	
10	亜鉛鉄板製造業	
11	石けん又は合成洗剤製造業	
12	合板製造又は薬品による木材処理業	
13	プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発砲製品製造業	
14	セメント製造業	
15	舗装材料製造業	
16	合金鉄又は電気炉鋳製造業	
17	鍛工品製造業	
18	圧縮ガス又は液化ガス製造業	
19	界面活性剤製造業	
20	ソーダー製造業	
21	メタン誘導品製造業	
22	医薬品又は農薬製造業	
23	産業用火薬類製造業	
24	染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業	
25	表面処理鋼材製造業	
26	コーラール製品製造、潤滑油及びグリス精製業	
条例別表第8に掲げる工場であって前項各号に規定するもの以外のもの		東京都第一種又は 第二種公害防止管理者

条例 別表第8 (第78条、第86条関係)

1	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙(ばい)燃炉、燃結炉若しくは焔(か)燃炉で、原材料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
2	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
3	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
4	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
5	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
6	レディミクスコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
7	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋌(びょう)打ち作業又は孔(あな)埋め作業を伴うものを行う工場
8	金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
9	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場であってアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおう含む)、硫化水素、弗(ふっ)素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

(6) 騒音の規制基準

工場に係る「騒音」の規制基準（条例第 68 条、別表第 7 の 5）

単位（dB）

		午前6時	午前8時	午後7時	午後11時	午前6時
第一種区域	<ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 これらの地域に接する地先及び水面 	40	45	40		40
第二種区域	<ul style="list-style-type: none"> 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域のうち第一種区域の周囲 30メートル以内の地域（第一特別地域） 	45	50	45		45
第三種区域	<ul style="list-style-type: none"> 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域及び工業専用地域のうち第二種区域に接する地域であって第二種区域の周囲 30メートル以内の地域（第二特別地域） これらの地域に接する地先及び水面 	55	60	午後8時	55	50
第四種区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業地域 工業専用地域のうち第三種区域に接する地域であって第三種区域の周囲 30メートル以内の地域（第三特別地域）※特定施設を除く これらの地域に接する地先及び水面 	60	70		60	55

- 表の値は工場・指定作業場・特定施設を設置するその他の事業場の敷地と隣地との境界線における音量の基準をしめす。
- 第二種・第三種・第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型保育園の敷地の周囲おおむね50mの区域内（第一・第二・第三特別地域を除く。）の工場または指定作業場については、当該値から5デシベル減じた値を適用する。

(7) 振動の規制基準

工場に係る「振動」の規制基準（条例第68条、別表第7の6）

単位（dB）

		午前8時	午後7時	午前8時
第一種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・田園住居地域 ・無指定地域（第二種区域に該当する区域を除く） 	60	55	
第二種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・これらの地域に接する地先及び水面 	65	午後8時	60

- ・表の値は工場・指定作業場・特定施設を設置するその他の事業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさの基準をしめす。
- ・学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型保育園の敷地の周囲おおむね50mの区域内の工場または指定作業場については、当該値から5デシベル減じた値を適用する。

☆ 問合せ先 ☆

大田区環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当
 大田区蒲田5-13-14 大田区役所 8階
 電話 03-5744-1369（直通）
 FAX 03-5744-1532